

横植協会 31—4号  
平成31年4月19日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

お知らせ第4号を送信します。

### 【海外旅行される皆さまに植物防疫所からのお知らせについて】

海外の果物や野菜などには、日本の作物や緑に重大な被害を与える病害虫がついていることがあることから、日本への植物の持ち込みが制限されています。せっかくのお土産が日本に持ち込めない場合もあります。出発前に以下の植物防疫所ホームページの URL でご確認されることをおすすめします。

また、植物防疫所のトップページには「重要なお知らせ」として以下の内容が掲載されていますのでご注意ください。

- ① 2019年4月22日から植物の違法な持ち込みに対する対応が厳格化される。入国時に植物防疫所の輸入検査を受けずに植物を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。
- ② 植物を日本に持ち込むには、輸出国政府機関により発行された検査証明書(Phytosanitary certificate)を添付して、輸入検査を受ける必要がある。検査証明書が添付されていない場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となる。

\*植物防疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/>

\*重要なお知らせ

<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

\*旅行者用簡易検索情報

<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

\*よくあるご質問 (海外旅行編)

[http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html#imp\\_faq](http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html#imp_faq)

以上